平成２５年（フ）第１６４０号
福岡県宗像市朝野102番地
債務者　渡部　幸宜
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６４１号
福岡県宗像市朝野102番地
債務者　渡部智美惠
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６５９号
福岡市博多区博多駅前４丁目36番23―1002号
債務者　岩井美賀子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６１号
福岡市中央区浄水通５番16―302号
債務者　相園　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７７号
福岡市東区和白丘１丁目９番27号
債務者　中園　勝晴
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８５号
福岡市南区大橋３丁目22番47―302号
債務者　古賀　良樹
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９２号
福岡市東区筥松１丁目２番11―407号
債務者　松本　順一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９３号
福岡市南区玉川町13番28号
債務者　溝口　健子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０８号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目23番３号
債務者　松井美知子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１１号
福岡市南区皿山３丁目１番８―203号
債務者　井手　謙二
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３１号
福岡市博多区堅粕２丁目13番３―502号
債務者　西嶋　美香
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４５号
福岡市中央区梅光園２丁目25番14号
債務者　長崎　正男
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４７号
福岡県太宰府市高雄２丁目3849番地７
債務者　佐藤　邦昭
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４９号
福岡市東区唐原１丁目４番31号
債務者　中島　保弘
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５２号
福岡市城南区片江３丁目５番17―302号
債務者　谷　　侑子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５８号
福岡県筑紫野市大字山家4812番地１　はす町市営住宅32号
債務者　野口　清美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６０号
福岡市東区和白丘１丁目20番35号
債務者　矢野　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７１号
福岡市西区小戸３丁目51番７号
債務者　江口　良寿
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部